

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

1. 視覚障害者等のための権利制限と例外について

（1）視覚障害者等のための権利制限及び例外についての中間会合（10月17～19日）

○ テキストベースの議論が非公式会合（地域コーディネーター＋4ヶ国、先進国は米国・EU・日本・豪）の場で作業文書 SCCR/24/9 に基づいて逐条毎（A条～Ebis条）に行われ、各国の提案を反映した作業文書が改訂版として採択された。本作業文書は、全体会合で、第25回 SCCR で作業文書として採択され、継続して議論がなされることとなった。

○ テキストの文言につき合意がなされ、ブラケットが外された箇所もあったが、大きな対立点（著作物の対象範囲、Authorized Entity の要件、スリーステップテストの義務化条項等）については妥協が成立せず、全体としてはあまり進展がみられなかった。

○ 途上国（特に印、エクアドル等）から新規提案が多数なされたために、初日の終了時では、当初よりもブラケットが多数存在するテキストとなってしまった。そのため2日目の途中において、議長により、全ての出席者の同意が得られない新規提案は却下するものとする手続提案がなされ、加盟国の了承を得た。その結果、多数の新規提案が却下されることとなった。

（2）第25回著作権等常設委員会（SCCR25）（11月19～23日）

○ 上記中間会合の結果作成されたテキストが、第25回 SCCR 会合の冒頭で採択され、引き続きテキストベースの議論が非公式会合（地域コーディネーター＋7ヶ国、先進国は米国・EU・日本・豪・スイス・NZ・カナダ）の場で逐条毎に行われ、議論の結果作成された文書が、全体会合で、草案テキスト（SCCR/25/2：主な論点は資料1-1）、原文及び参考訳は資料1-2を参照。）として採択された。

○ 12月17日から18日にかけて行われる WIPO 臨時総会において、この作業文書の評価が行われ、2013年に外交会議を開催するかどうか、決定される予定である。仮に外交会議が開催されると決定した場合、本臨時総会と同時に外交会議へ向けた準備委員会が開催される予定である。条約化へ向けたコンセンサスが形成されつつあり、早ければ来年の夏に、外交会議が開催される可能性がある。

2. 放送機関の保護について

○ 第 25 回 SCCR 会合では、多くの時間を視覚障害者等のための権利制限及び例外に割かれたため、内容に関する議論は行われず、今後の進め方に関する議論が行われた。我が国からは、前回の SCCR で作成されたシングルテキスト (SCCR/24/10) について、誤記の訂正等を行うよう、事務局に要請した。また、本議題については、我が国や米国・EU をはじめ、南ア・メキシコなどの途上国側も総じて早期の条約採択について前向きな姿勢であり、2014 年の外交会議の開催を目指して、2013 年の前半に、3 日間の中間会合を開催することが決定された。

3. 上記 1 以外の権利制限及び例外について

○ 視覚障害者等以外の権利制限及び例外 (図書館・アーカイブ・教育機関等のための権利制限及び例外) については、第 25 回 SCCR 会合では、実質的な議論は行わなかった。引き続き、次回以降の会合で継続して議論されることとなった。

4. その他

○ 次回 (第 26 回) SCCR は、来年の 7 月に開催される予定。放送条約について 2 日間、図書館とアーカイブの権利制限と例外について 2 日間、教育機関等の権利制限及び例外について 1 日間、議論されることとなった。